

## 長崎市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における長崎市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎市における災害時の速やかな救援活動等の実施のためのセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動の円滑な実施のため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、甲はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、甲が管轄する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前条及び前項の規定に準じ、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 甲が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 乙は、甲がセンターを設置した場合、甲との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な運営を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）被災情報の把握
- （2）ボランティアニーズの把握
- （3）災害ボランティアの募集、受付
- （4）災害ボランティア活動の情報発信
- （5）センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- （6）ボランティア活動保険の加入手続
- （7）災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- （8）災害ボランティア活動に必要な移動支援
- （9）長崎市災害対策本部等との間の次に掲げる情報の共有
  - ア 被災状況・避難情報
  - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ウ ボランティアによる支援活動の状況
  - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
  - オ その他甲及び乙が災害ボランティア活動に必要と認める情報
- （10）関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等
- （11）その他センターの運営に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの運営等に関する費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用のうち、長崎県共同募金会の「災害等準備金」、災害ボランティア活動に係る「寄付金」その他関連収入がある場合は、これを充当するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な費用が生じたときは、甲乙で協議するものとする。

（センターの閉鎖）

第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第11条 災害時におけるボランティア活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

（報告）

第12条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年7月3日

甲 長崎市魚の町4番1号

長崎市長

鈴木史朗



乙 長崎市恵美須町4番5号

社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会

会長

馬場豊子

